



「菌」と消毒・除菌薬について

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなど感染症の流行や食中毒の発生に伴い手洗いや身の周りのものを除菌する生活が定着しています。そこでよく目にする、菌に関する表示および調理場等で利用する消毒・除菌薬の用途について、ご紹介します。



＜菌に関する表示＞

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

用語	意味	対象物
滅菌	すべての菌を死滅させ除去すること	器具などの菌に対する用語
殺菌	菌を殺すこと(対象や程度は含まない)	薬機法※の対象となる「医薬品」「医薬部外品」等に対してのみ認められる表示
消毒	病原性のある微生物を害のない程度にまで減らすこと	
除菌	菌を除去し減少させること	雑品や家電でよく使われる用語
抗菌	菌の増殖を抑えること	

つまり、「殺菌」「消毒」という表現は、薬機法の対象となる消毒薬などの「医薬品」や薬用せっけんなどの「医薬部外品」で使うことはできますが、洗剤や漂白剤などの「雑品」や洗濯機などの「家電」については、使用できません。洗剤などについては、たとえ実際に菌を殺す効果があっても「除菌」という用語が使用されます。

＜調理場等で利用する消毒・除菌薬の用途について＞

(1% = 10000ppm)

薬品名	塩素系消毒薬※ ¹			アルコール類 (消毒用エタノール等)
	次亜塩素酸水※ ²	次亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸水※ ²	
使用方法	流水洗浄	浸漬・拭取り	浸漬・拭取り	噴霧・拭取り
使用濃度	10~80ppm	0.02% (200ppm) ~ 0.1% (1000ppm)	0.05% (500ppm) ~ 0.2% (2000ppm)	70~80%
使用対象※ ³	食材	○	△	×
	金属	△	×	○
	非金属	○	○	○
	環境	○	○	○
	手指	○	×	×
有効な病原体	黄色ブドウ球菌、大腸菌、サルモネラ、腸炎ビブリオ、カリバクテリウム、ウイルス等	全ての一般細菌、真菌、結核菌、ウイルス等	大腸菌、カビ球菌、カビ菌、カビバクテリウム属菌、腸球菌、緑膿菌、黄色ブドウ球菌、カビ球菌、真菌等	全ての一般細菌、真菌、結核菌、一部のウイルス等
抗ノロウイルス※ ⁴	○	○	○	△

※¹ 食品添加物として指定されている。次亜塩素酸水は食品衛生法で生成方法が指導されている。

※² 使用基準に「最終食品の完成前に分解し、又は除去すること」と定められている。

※³ ○：使用可、△：使用可(制限あり)、×：使用不可

※⁴ ○：有効、△：有効性低い

なお、消毒薬は、使用方法を誤ると有害になることもあります。消毒薬の種類に合わせて、用途、希釈法等の正しい使用方法を守ることが重要です。また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全が確認された「医薬品」「医薬部外品」を使用してください。

参照：「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」こども家庭庁(2023年5月一部改訂)

「石けん洗剤の基礎」石鹸洗剤工業会、「各添加物の使用基準及び保存基準(令和5年11月7日改正まで記載)」公益財団法人日本食品化学研究振興財団、食と健康(2018.2月号)